

③ 子育て世帯生活支援特別給付金・生活応援特別給付金の申請はお済みですか

問・申 子ども福祉課(内線165)

申請が済んでいない方は期限までに申請ください。児童手当・児童扶養手当等の受給者で、申請が不要な方に対してはすでに支給済みです。

対象 18歳年度末(障がい児については20歳未満)までの児童を養育する方で、①または②のいずれかに該当する方

①令和4年度分の住民税均等割が非課税(児童が高校生の場合に限る)であるか、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の所得となった方

②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親の方

支給額 児童一人あたり一律5万円

申込方法 窓口で申請書を提出してください。詳しくは市ホームページにてご確認ください(市ホームページ⇒「子育て世帯生活支援特別給付金」で検索)。

申込期限 2月28日(火)

④ 放課後児童クラブ春休み一時入所を受け付けます

問 子ども福祉課(内線164)

申 子ども福祉課 各支所福祉課

各小学校の児童クラブでは、定員に空きがある場合に、春休み期間中(日曜日は除く)、家庭で保育できない児童をお預かりします。

3月25日～4月5日まで受け入れ可能 稲田小、北川根小、岩間第三小

3月25日～31日のみ受け入れ可能 笠間小、友部第二小、岩間第一小

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由があること

申込方法 申込書および保育できない証明書等(保護者数分)に必要な事項を記載のうえ、窓口で直接お申し込みください(FAX、郵送は不可)。必要書類は窓口にて用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます(トップページ⇒「放課後児童クラブ」で検索)。

※申込時は、第三希望までクラブ名を記載してください。

※学校の春休み期間が変更になった場合は、変更になった期間のみのお預かりとなります。

今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、受け入れできない場合があります。

※定員の空き状況および申し込み状況により選考を行い、結果を通知します。

申込期限 2月28日(火) 午後5時15分

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 Tel 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)